

障 第 1 6 2 8 号

平成 2 7 年 7 月 2 4 日

各指定障害児入所施設 管理者様  
各指定障害児通所支援事業所 管理者様

佐賀県健康福祉本部障害福祉課長  
(公 印 省 略)

定員超過利用減算の取扱いの徹底について (通知)

このことについては、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第二の 1 ( 5 ) (以下、「国通知」という。)により取扱いが規定されているところですが、本県の過去の実地指導において、定員超過利用減算の対象であるにも関わらず、減算を行っていない事例が見受けられました。

夏休み期間に入り、サービスの利用希望が集中すると思われるので、定員超過利用減算の取扱いについて、別添の国通知 (一部抜粋) を参照するとともに、下記のことについては特にご留意ください。

記

- 1 やむを得ず定員超過利用を行った場合は、1 日当たり又は過去 3 月間の利用実績が定員超過利用減算の対象となるかを確認し、対象となる場合は減算を行うこと。
- 2 定員超過利用減算の対象であるにも関わらず、減算を行わず障害児通所給付費等を算定していたことが判明した場合は、速やかに過誤調整等の手続きを市町と行うこと。
- 3 減算の対象とならない定員超過利用の場合であっても、利用児童の処遇等について十分配慮し、定員超過利用が継続する場合には、定員の変更 (増員) 等を行うこと。
- 4 2 について、必要な措置が講じられていない場合は、不正請求となる場合があるので十分留意すること。

障害福祉課 施設担当

TEL: 0952-25-7064

メール: shougai Fukushi@pref.saga.lg.jp